山梨県食の安全・安心審議会（第２回）　議事録

○日 時：令和８年１０月１４日（水）　午後１時３０分～３時００分
○場 所：山梨県防災新館３０１・３０２会議室
○出席者（敬称略）
（委　員）：大森委員、小野委員、加藤委員、菊島委員、長谷川委員、平井委員、藤井委員
　　藤巻委員、森田委員、分部祥子委員
（事務局）：総合県民支援局　植村局長
　　県民生活支援課　切刀課長、石井総括課長補佐、渡辺主査、早川主査、千野主任
　　本田主事
（関係課）：衛生薬務課 名取課長補佐、金田主査
　　健康増進課 山下副主幹
　　農業技術課 石井課長補佐
　　保健体育課 桐原課長補佐
○傍聴者等の数：２名
○会議次第
１　開会
２　総合県民支援局長あいさつ
３　議事
（１）「第４次山梨県食の安全・安心推進計画」の策定について
・第１回審議会における委員意見への対応方針　　資料１
・計画の構成（案）　　資料２
・計画の概要（案）　　資料３
・計画の目標指標（案）　　資料４

（２）その他
４　その他
５　閉会

○議事概要
（１）「第４次山梨県食の安全・安心推進計画」の策定について
○事務局から、「第４次山梨県食の安全・安心推進計画」の策定に向けた、第１回審議会における委員意見への対応方針、計画の構成（案）、概要（案）および目標指標（案）について説明。（資料１，２，３，４）
○質疑は次のとおり。

【委員】
学校給食向けに山梨県産小麦である「ゆめかおり」をブレンドしたパンを提供しているが、来年の作付けについて、需要があるにもかかわらず作付面積が減ると聞いている。地産地消の推進のため 10 数年前から取り組んできたが、県産小麦が足りなければ学校給食での使用割合を減らさなくてはいけなくなる。生産量減少の背景には、生産者の高齢化等に加え、価格面の課題もあるのではないかと考える。地産地消や食の安全安心の観点からも県産小麦の生産振興について県の農政部署や農業関係者と連携をとって対策を進めていただきたい。

【農業技術課】
県としては米とあわせて小麦や大豆の生産振興も重要であるという認識。小麦の生産については、近年の梅雨時期の天候不順や生産者減少等が生産量の減少の一因であると考えている。パン業界から県産小麦生産拡大の要望があることも承知している。いただいたご意見は大変重要な内容であると考えるので、所管課である食糧水産課とも情報共有し今後の対応に活かしていきたい。

【委員】
食品衛生協会の役員をしているが、会員の高齢化や加入率低下の現状がある。一方 HACCP やアレルギー対策など事業者が取り組むべき課題は増えている。食品衛生協会は自主衛生管理の推進に貢献できる団体であり、県はぜひ食品衛生協会を含めた関係団体と連携を深め、生産者、事業者、消費者それぞれの役割を明確にしながら、食の安全・安心の取組を進めていただきたい。
【衛生薬務課】
食品衛生協会の活動は、事業者の自主衛生管理の推進や県の監視指導を補完する重要な取組であると考える。県は公的な立場から監視指導を実施し、一方食品衛生協会は事業者における自主衛生管理の推進に向けた活動を展開していただいている。県と食品衛生協会はそれぞれの役割を担いながら相互に連携して食品衛生の向上に取り組んでおり、今後も協力関係を深めながら食品衛生の向上に努めてまいりたい。

【委員】
知人が生産者からいただいた乾燥果実（ポポー）を食べたあと、同じ物を食べた複数人に腹痛や吐き気、下痢の症状がでた。受診した病院の医師からは食中毒が疑われるため保健所に連絡するよう助言され、その後保健所から連絡があったが、回復したこともあり大きな問題にはしなかった。このような情報が外に出ない事例は多くあるのではと思った。ポポーには消化器症状を引き起こすという情報も目にした。新しい作物や珍しい作物を生産する際には、安全性に関する知識の普及や指導も必要ではないかと感じた。
また、スーパーで購入した鶏肉に髪の毛が混入していたため返品をした際、商品回収後の対応や再発防止策が見えにくかったことから、計画には事業者に対する衛生管理指導が盛り込まれているが、現場での情報共有や衛生管理が十分に行われているのか疑問に感じた。
【委員】
直売所を運営する立場として、今回の計画の目標指標については、アレルギーや食品表示など人の命や健康に関わる重要な内容であり、目標指標はできる限り 100%に近づける努力が必要だと思っている。一方で、事業所の規模に関係なく、現場では情報共有や報告が十分に上がってこないことがあることも事実である。今の委員からあった異物混入の事案に関する話を聞いて、改めて情報共有体制の徹底が重要であると感じた。
【委員】
スーパーの本部業務を担当しているが、お客様から連絡をいただくことがある。会社により対応は異なるかもしれないが、消費者からの苦情や問い合わせについては、必ず報告書を作成し、経営層まで情報共有する仕組みになっている。こうした対応は法律に基づくものだけでなく、企業としての自主的な取組による部分も大きい。食の安全・安心の向上には事業者の努力と行政による継続的な指導・監視の両方が重要であると考える。
【委員】
消費者が食品に関する疑問や異常に気付いた際には、事業者に伝えたり、保健所や市町村、消費生活センターなどの相談窓口を積極的に活用することが望ましいと考える。相談が問題発見のきっかけとなり、事業者や行政による対応につながる場合があるため、被害を受けた人だけで終

わらせず、情報提供によって再発防止や被害拡大防止につなげることが大切である。
【委員】
県民自身がそうした意識や知識を学ぶ機会を持つことは重要であり、リスクコミュニケーションやポータルサイトの活用を通じて消費者意識を高めることも大事だと感じた。
【委員】
リスクコミュニケーションの機会が増えることで、事業者の食品安全確保に向けた取り組みや努力への理解が深まる。イベントなどを通じて県民が共に学び、課題解決を考える場があることは非常に意義深い。

【委員】
資料１の２ページ目にある食品リコールについて、令和６年から令和８年のリコール件数が掲載されているが、この数字は一見すると多いように感じるかもしれないが、全国では食品リコール届出件数が年間約 2,000 件あることを考えると、山梨県の件数は比較的少なく、適切な管理が行われている結果ではないかと思う。また、全国のリコール事例を見ると、最も多いのがアレルゲン表示に関するもので、全体の半数以上を占めている。本資料の内容も全国的な傾向と一致していると感じた。さらに、重大事項の不適正表示についてはスーパーのインストア加工での事例が目立ち、回収理由も全体の半数以上がアレルゲンによるもので、また原因の多くはラベル貼り間違えなどのヒューマンエラーとなっている。消費者庁でも、表示ラベルの確認工程を整備することなどをまとめたわかりやすいパンフレットを作成しているので、こうした国のポスターやパンフレットを活用し、店舗内で掲示することも表示ミス防止に有効ではないかと思う。

【委員】
異物混入は食品事業者として防止に努めるべき重要な課題である一方、最近は髪の毛１本の混入など比較的軽微な事案についても過度に反応する傾向があるのではないかと考える。問題発生時には事業者と消費者が互いに理解し合うためのコミュニケーションが重要であり、一方的に事業者の責任を追及するだけでなく、相互理解を深める機会が必要ではないかと思う。
また、近年の気象条件等により野菜価格が高騰している、食の安全・安心に加え、食料の安定供給の確保も重要な課題である。有機農業や GAP の推進も重要であるが、その前提として安定的な食料生産・供給体制の確保が必要であると考える。
【農業技術課】
食料の安定供給は農政部としても重要な課題であるとの認識。今回の計画は食の安全・安心を中心とした内容であるため、食料安定供給に関する記載は限定的となっているが、持続可能な農業の推進や農業経営の収益性確保が結果として食料の安定供給につながることから、いただいた意見については関係課と共有していきたい。

【委員】
先ほどの委員の異物混入の事案に関する意見について、本来、消費者からの苦情やクレームは事業者が責任を持って対応し、改善内容についても十分に説明すべきであるが、委員の事例は、事象そのものというよりも、その後の事業者の対応に対する不満や不快感によるものが大きいと感じる。メーカーとして改善内容を丁寧に説明することは当然の責務であり、そのような対応を徹底することが重要である。
さらに、消費者に対して直ちに消費者庁や県、保健所等の相談窓口を案内することについては、事業者の立場からは懸念がある。食中毒のような重大事案は別であるが、毛髪混入などの事案については、まず消費者と事業者の間で解決できる場合も多い。そのため、何でも行政機関や相談

機関につなぐのではなく、まずは消費者と事業者が相互のルールや常識、エチケットを守りながら対応することが重要である。
　一方で、異物混入と食中毒は性質が異なる問題であり、他の消費者への影響が懸念される食中毒事案については、行政機関への相談や対応が必要である。そのため、事案の内容に応じた適切な線引きが重要であると考える。

【委員】
　小売業の立場から、食品に関する苦情や事故対応については、HACCP に沿った管理を通じて事業者自らが改善につなげることが重要であり、保健所による指導も有効であると思う。
　今回の資料には指導・助言や意見交換の促進、制度の周知徹底という言葉が多く盛り込まれている一方で、実際にはそれらの取組や意見交換の場に関する具体的な情報発信が十分ではないと感じる。生産者や消費者が参加できる意見交換会等の開催情報や参加方法について、より積極的に周知することが必要であり、取組内容だけでなく、その前段階となる情報発信の充実が重要であると考える。
【事務局】
　事業者、消費者、生産者が情報共有や意見交換を行う機会の一つとして「食の安全・安心を語る会」などの取組を実施しているが、いただいたご意見をふまえ、より双方向の意見交換ができる場となるよう検討させていただく。また、生産者との連携については農政部等の関係課と情報を共有し、連携して進めていきたい。さらに、消費者と事業者の相互理解を深めるため、リスクコミュニケーションの機会を充実させていきたい。

【委員】
　参考資料で提示された食品表示啓発チラシは有用な取組であると思う。食品表示制度の改正情報は把握が難しいため、食品衛生責任者講習会など事業者の関心が高まる機会を活用した周知が効果的であると考える。情報に接するきっかけづくりが重要である。
【事務局】
事務局としても周知の重要性を認識しており、食品事業者向け講習会等でのチラシ配布については大変有効的な方法だと考える。今後関係機関と連携しながら検討していく。また、合同調査の機会を活用した配布に加え、ポータルサイトの活用による周知の強化に取り組んでいきたい。

【委員】
　給食関係の業務に長年携わった経験から感じることだが、異物混入等の事案では原因を調査し、対応結果を利用者へ説明することが重要であると考える。また、個人の責任を追及するのではなく、再発防止に向けて仕組みを改善し、その内容を消費者に丁寧に伝えることで信頼関係の構築につながると考える。
　情報発信については、今は情報があふれている時代なので、必要な人に必要な情報が行き渡るよう、調理師会や食品衛生協会など各種関係団体の会合等を活用するとともに、縦割りになりがちである行政機関の横断的な連携が重要である。

【委員】
　食品表示啓発パンフレットは有用であり、実際にスーパーの売場等に掲示することで効果が期待できると思う。また、資料をホームページ上で公開し、事業者等が自由にダウンロード・印刷できる仕組みがあると良い。

【委員】
　研修会や会合で資料そのものを配布するだけでなく、内容を簡潔にまとめた案内資料から詳細情報へアクセスできる仕組みを設けることで、より理解促進につながると考える。検討いただきたい。

（2）その他

【委員】
　食の安全・安心を推進する上では、事業者や行政だけでなく消費者も含めた相互の信頼関係が重要であると改めて感じた。その上で、計画の策定に当たっては、目標値や取組内容だけでなく、食の安全・安心に対する考え方や思いが伝わるメッセージ性のある内容を盛り込むことも重要ではないかと考える。

【委員】
　重点施策と成果指標の関連性が分かりやすく伝わるよう、対応関係がわかりやすくなるような表現方法を検討いただきたい。